

床頭台等設置及び入院パック運営管理業務事業者選定に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

出水総合医療センター（以下、当院という。）において入院患者等に適切な療養環境を提供することを目的として、床頭台等設置及び入院パック運営管理業務事業者（以下、事業者という。）を公募により選定するため、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 出水市病院事業床頭台等設置及び入院パック運営管理業務
- (2) 設置場所 鹿児島県出水市明神町520番地
- (3) 事業内容 別紙「出水市病院事業床頭台等設置及び入院パック運営管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 契約期間 令和8年10月1日から令和15年9月30日まで（7年間）
- (5) 使用料 売上金額に一定の料率を乗じて得た金額を納付すること。

3 事務担当課

出水総合医療センター事務部総務課財政係

4 参加申込書等の提出先

〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地

出水総合医療センター事務部総務課財政係

電話 0996-67-1611

FAX 0996-67-1661

メールアドレス zaimu@hospital-city.izumi.kagoshima.jp

5 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日現在において、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成20年出水市告示第69号）第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年出水市告示第70号）第3条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでな

いこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始若しくは、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (8) 九州県内に本社、支店又は営業所等を有すること。
- (9) 当院と同等規模の病院において、床頭台等設置又は入院パック運営管理を過去5年以内に3年以上継続運営した実績を有すること。

6 実施スケジュール

	項目	日程	備考
1	公募開始	5月11日（月）	当院ホームページ
2	参加表明書の提出期限	5月29日（金）	
3	質問書の受付期限	6月1日（月）	電子メール又は FAX
4	質問への回答期限	6月5日（金）	随時回答するが、回答期限を示したもの
5	企画提案書等の受付期限	6月11日（木）	
6	第1次審査（書類審査）	6月12日（金）	（予定）
7	第2次審査	6月19日（金）	（予定）
8	審査の結果通知・公表	6月22日（月）	（予定）
9	契約締結	6月30日（火）	（予定）

※ 日程は変更になる場合がある。

7 実施要領等の配布

実施要領、参加申込書等の様式は、当院ホームページからダウンロードすること。

8 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、提出期限までに参加表明書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

郵送の場合は、提出期限までに担当部署へ到着したものに限り。

※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(4) 提出先 出水総合医療センター事務部総務課財政係

9 質問及び回答

(1) 質問書の受付

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 1 日 (月) 午後 5 時 1 5 分 (必着)

イ 提出方法 電子メール (zaimu@hospital-city.izumi.kagoshima.jp) 又は F A X (提出後は必ず電話連絡すること。)

ウ 提出先 出水総合医療センター事務部総務課財政係

(2) 質問への回答

ア 回答期限 令和 8 年 6 月 5 日 (金) 午後 5 時 1 5 分

イ 回答方法 参加表明書提出者全員に電子メール等にて随時回答する。

10 企画提案書等の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書とは別に、次の書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和 8 年 6 月 1 1 日 (木) 午後 5 時 1 5 分 (必着)

(2) 提出書類

ア 誓約書 (様式 3)

イ 提案者の会社概要 (任意様式)

代表者名、創立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容等が分かるものとする。会社のパンフレット等あれば添付

ウ 財務関係書類 (貸借対照表、損益計算書) 直近 2 年間分

エ 床頭台等設置及び入院パック運営管理業務実績 (様式 4)

オ 契約日から業務開始日 (令和 8 年 1 0 月 1 日) までのスケジュールのわかる資料 (任意様式)

カ 見積書 (様式 5)

追加提案がある場合は、任意様式で見積書を追加提出すること。

キ 企画提案書 (任意様式)

仕様書記載内容を十分に理解した上で、提案書を作成し、提出すること。

ク 説明資料等

写真やデザイン等が分かるカラーの資料及び提案内容を説明する資料等

(3) 提出部数 ア～カは各 1 部、キ及びクは 5 部 (1 部を社名、代表者印のある正本とし、4 部は複写で可)

(4) 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留)

郵送の場合は、提出期限までに担当部署へ到着したものに限り。

※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出先 出水総合医療センター 事務部総務課財政係

(6) その他

ア 企画提案書は、わかりやすく簡潔に記載すること。

イ パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限にすること。

ウ 書類の内容について、確認又は問い合わせをすることがある。

エ 提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

11 現場調査

現場調査を希望する応募者は、事務担当課に事前連絡のうえ、日程調整を行うこと。

12 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準 審査基準（別紙）のとおり

(2) 審査方法

審査に当たっては、床頭台等設置及び入院パック運営管理業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査基準（別紙）に基づき第1次審査（企画提案書を除く書類審査）及び第2次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答）を行い、事業者を選定する。なお、参加申込者が1事業者であった場合でも、事業者の選定は有効とする。また、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

(3) 第1次審査

審査内容

審査基準（別紙）に基づき、提出書類の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答）の原則上位3事業者を選定する。ただし、最低基準点（配点の6割）を下回る者は選定の対象外とする。

(4) 第2次審査

ア 実施日 令和8年6月19日（金）

イ 出席者 3人以内

ウ 審査内容

企画提案書等に基づくプレゼンテーション（30分以内：プレゼンテーションの準備に要する時間を含む。）及び質疑応答（20分以内）を実施し、審査基準（別紙）に基づき評価を行う。プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用することはできるが、その際の説明内容は、提出された企画提案書等に記載されている内容のみとなる。なお、スクリーン、プロジェクター及び延長コードは当院が

準備するが、それ以外（パソコン等）は、参加事業者は準備すること。事前にプレゼンテーション会場の映像機器や配線等を確認したい場合は事務部総務課財政係に連絡すること。

また、当日入院パック B プラン物品一式のサンプルを、プレゼンテーションにおいて持ち込むこと。

エ 最優秀提案者の決定

第1次審査と第2次審査の合計の最高得点者を最優秀提案者として選定する。

オ 審査結果

審査結果は、令和8年6月22日(月)までに、第2次審査の参加事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知し、当院ホームページにおいても公表する。

なお、審査結果についての問い合わせには一切応じない。

13 選定後の手続

(1) 最優秀提案者として選定された事業者は、別途、本業務の詳細について、当院と打ち合わせを行うこととする。

(2) 行政財産目的外使用許可申請の手続については、契約締結日までに申請書類を事務部総務課財政係まで提出すること。

(3) 選定事業者の取消し

次の場合は、予定事業者の内定を取り消すものとする。

ア 正当な理由なく、(2)に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書類を提出しなかったとき。

イ 内定から行政財産使用許可の手続までの間に、内定事業者の諸般の事情変化等により企画提案した床頭台等の運営が確実に履行できないと判断したとき。

ウ NHKの受信料未払い又は著しく社会的信用を失う行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断したとき。

14 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されているとき。

(2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。

(3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。

15 その他

(1) プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。

(2) 書類の再提出及び差替えを認めない。

- (3) 提出された書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、当院がこのプロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 提出された書類は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16条）の規定に基づく公文書の開示請求の対象になる。
- (5) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。

審査基準

1 第1次審査（事業者の評価）

(1) 経営状況

財務関係書類（貸借対照表、損益計算書）直近2年間分

(2) 業務実績

床頭台等設置及び入院パック運営管理（様式4）

2 第2次審査（提案内容の評価）

項目		
床頭台等設置 運営管理 について	料金設定	患者負担への配慮
	サービス・対応	スタッフ充実の程度（駐在人数・時間等）
		対応の柔軟性
その他	有用な提案・評価できる取組等	
入院パック 運営管理 について	料金設定	患者負担への配慮
	プラン内容	取扱品の品質等
		当院へ有益な独自プランの提案
	サービス・対応	スタッフ充実の程度（駐在人数・時間等）
対応の柔軟性		
その他	有用な提案・評価できる取組等	